

(案)

委託業務標準契約書（単年度契約）

公益財団法人神奈川県下水道公社理事長（以下「発注者」という。）と（ 落 札 者 ）
（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 件 名 柳島水再生センター等 電気設備保守点検業務委託
- (2) 契約の目的 柳島水再生センター等に設置されている電気設備の点検整備業務
- (3) 業務の内容 設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）のとおりに
（4）履 行 期 間 契約日から令和6年3月11日まで
- (5) 契 約 金 額 金 円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- (6) 履 行 場 所 神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地
神奈川県相模原市緑区太井1275番地
神奈川県相模原市緑区寸沢嵐314番2号
神奈川県相模原市緑区千木良410番3号
神奈川県相模原市緑区与瀬241番4号
神奈川県相模原市緑区吉野374番4号
他15箇所
- (7) 契 約 保 証 金 免除
- (8) 代金支払場所 株式会社横浜銀行平塚支店

（通知等協議の書面主義）

第2条 この約款に定める通知、請求、報告、申出、承諾、質問、回答、変更及び解除（以下「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する通知等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った通知等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務の報告及び検査）

第3条 受注者は、委託業務を実施したときは設計図書記載の報告書を発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、委託業務を完了したときは完了届に成果物等を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後10日以内に検査しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が委託業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示

に従わなければならない。

(代金の支払方法)

第4条 発注者は、検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第5条 受注者は、第1条第3号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に契約期間の延長を申し出なければならない。

- 2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に契約期間の延長を認める必要がある場合には、受注者の申し出を承認することができる。
- 3 前項の規定により契約期間を延長する場合に、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金の額は、当該業務に係る契約金額に遅滞日数1日につき年2.5パーセントの割合で計算した額とし、算定期間は第1条第4号に規定する契約期間末日の翌日から受注者が委託業務を完了した日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。
- 4 委託業務の契約期間延長が天災地変等の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により発注者が第4条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が前条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要しない。

(権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、契約の履行の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができ

る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(業務の適正履行)

第8条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

第9条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この約款に基づく発注者の権利とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の作業責任者に対する業務に関する通知等
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の作業責任者との協議
 - (4) 委託業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める通知等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が発する通知等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(工程表等)

第11条 受注者は、契約締結後直ちに仕様書等に基づき工程表を作成して発注者に提出しなければならない。

2 発注者は工程表を受領したときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めたときは受注者と協議する。

3 受注者は委託業務に着手したときは、その旨を書面により遅滞なく発注者に届出なければならない。

(作業責任者及び作業員)

第12条 受注者は委託業務の実施にあたり、設計図書記載の作業責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に常駐もしくは、常時現場状況を把握し作業員との連絡体制を整えたうえ、委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

2 受注者は作業員を委託業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(中間報告等)

第13条 発注者は、契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会のうえ検査を実施することができる。

(使用承認申請書の提出等)

第14条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

3 前項の場合において、発注者の責に帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

(成果の帰属)

第15条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する。

(第三者損害)

第16条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第17条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者、作業責任者及び作業員等を委託業務の実施

場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために公益財団法人神奈川県下水道公社個人情報保護規程に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第20条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第21条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する公益財団法人神奈川県下水道公社の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(契約の変更)

第22条 発注者及び受注者は、契約金額及び委託業務内容の変更が必要であると認めたときは、双方協議の上、契約を変更することができるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとする。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第3条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとする。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 28 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第 6 条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、本条及び第 26 条において、「条例」という。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第 8 条の 2 第 1 項の規定による命令又は同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第25条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に年2.5パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。
- 2 契約金が未払の場合にあっては、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収するべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第26条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第27条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わないものとする。

- (1) 設計図書的大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により受注者が契約を履行することができないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反したとき。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第30条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第31条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県平塚市四之宮四丁目 19 番 1 号
公益財団法人神奈川県下水道公社
理事長 中村 正樹 印

受注者

印